

大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員給与規程により、期末特別手当の額については、経営協議会に諮ったうえで、職務実績を勘案して増額又は減額することができるとしている。平成19年度においては、勘案する特に顕著な職務実績等がなかったため、増額又は減額は行っていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・特別調整手当の支給割合の引上げ(1%)
- ・広域異動手当の新設

理事

- ・特別調整手当の支給割合の引上げ(1%)
- ・広域異動手当の新設

理事(非常勤)

監事

- ・特別調整手当の支給割合の引上げ(1%)
- ・広域異動手当の新設

監事(非常勤)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 20,290	千円 12,780	千円 5,721	千円 1,789 (特別調整手当)		3月31日	※
A理事	千円 16,250	千円 10,116	千円 4,528	千円 1,416 (特別調整手当) 190 (通勤手当)		3月31日	◇
B理事	千円 16,149	千円 11,064	千円 4,512	千円 225 (特別調整手当) 348 (単身赴任手当)	4月1日	3月31日	
C理事	千円 17,425	千円 11,856	千円 4,953	千円 592 (特別調整手当) 24 (通勤手当)		3月31日	
D理事 (非常勤)	千円 920	千円 920	千円 ()	千円 ()		3月31日	
E理事 (非常勤)	千円 7,104	千円 7,104	千円 ()	千円 ()	4月1日	3月31日	
A監事	千円 14,233	千円 8,736	千円 3,910	千円 1,223 (特別調整手当) 364 (通勤手当)		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,147	千円 1,147	千円 ()	千円 ()		3月31日	

注1:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(本府省課長・企画官相当職以上)であること、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 2,964 (20,613)	年 月 3 (15)	平成19年3月31日 0 (3)	—	当該役員の在職期間に係る業務実績を勘案した結果、増額も減額も行わなかった。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務運営の合理化・効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員，国立大学法人，他の大学共同利用機関法人等の給与水準を考慮し，給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇級，昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたっては，勤務成績の評定の結果を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給 (昇級)	勤務成績が良好で，昇級基準に達している場合，その者の資格に応じて，1級上位の級に昇級させることができる。
本給 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行うものとし，昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は，勤務成績に応じて決定される昇給区分による。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合に基づき支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・特別調整手当の支給割合の引き上げ(1%(東京特別区は1.5%))
- ・広域異動手当の新設
- ・管理職手当の定額化
- ・扶養手当の引き上げ(子等に係る支給月額500円(3人目以降の子等に係る支給月額は1,500円))
- ・本給について、若年層に限定して引き上げ(平均0.6~1.1%)
- ・勤勉手当の支給月数の引き上げ(12月期に0.05月分)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

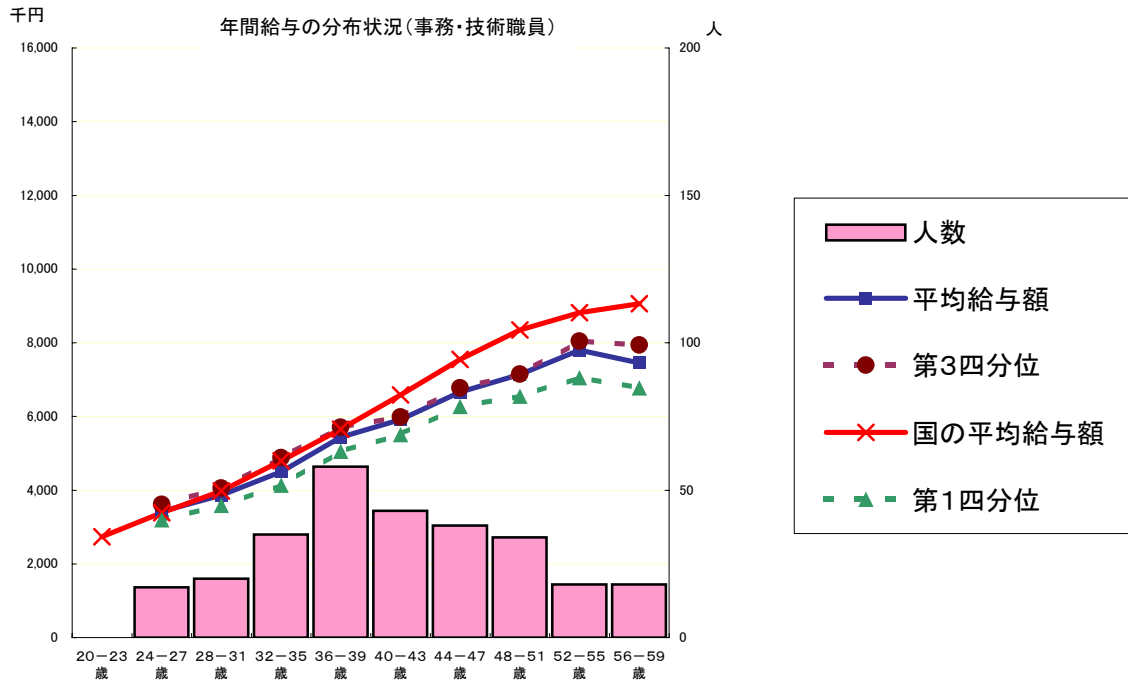
区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	707	44.5	7,521	5,441	123	2,080
事務・技術	281	41.7	5,960	4,359	147	1,601
教育職種 (大学教員)	424	46.3	8,564	6,165	107	2,399
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
在外職員	24	44.4	9,731	7,791	29	1,940
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
非常勤職員	64	41.8	5,058	3,735	126	1,323
事務・技術	16	42.6	3,432	2,577	188	855
教育職種 (大学教員)	48	41.5	5,599	4,120	106	1,479
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



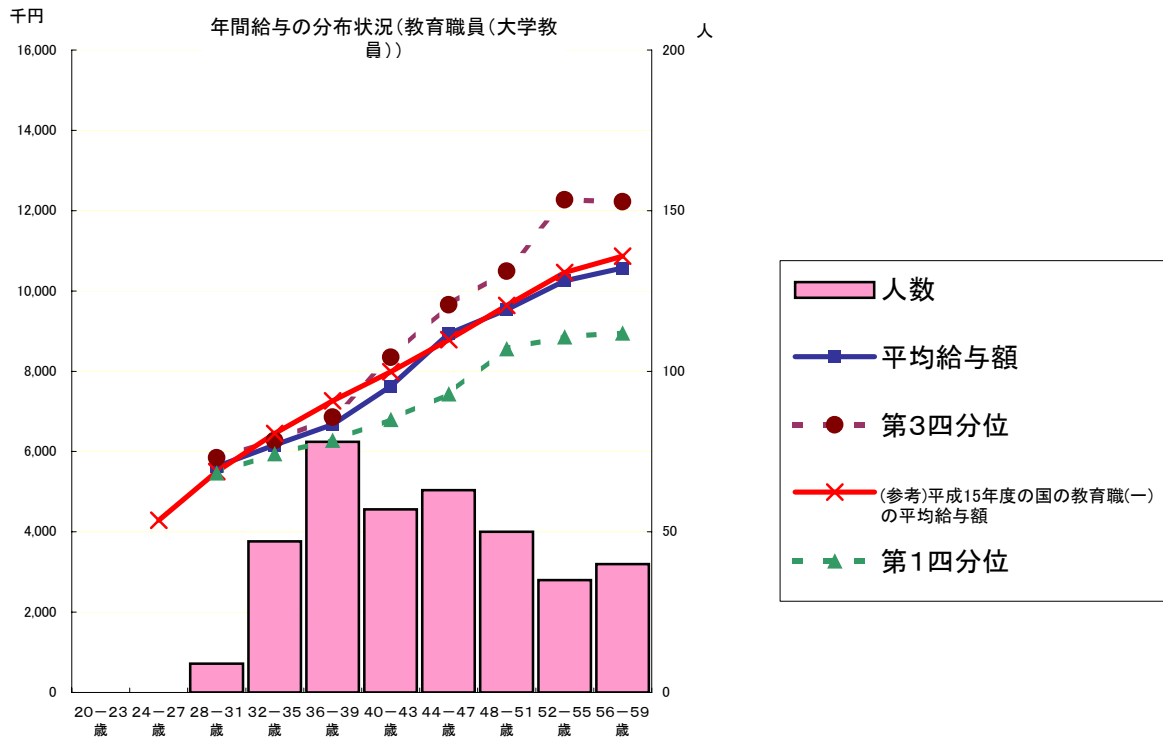
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		第3分位	千円
部長	3	53.8	—	千円	10,897	—	千円
課長	17	49.2	8,047	千円	8,485	8,941	千円
課長補佐	24	50.9	6,550	千円	7,130	7,662	千円
係長	101	46.2	5,837	千円	6,315	6,781	千円
主任	14	39.6	4,578	千円	5,154	5,775	千円
係員	122	35.1	3,948	千円	4,717	5,410	千円

注1:「課長」には課長相当職である「事務長」及び「主任技師」を含む。

注2:部長については、該当者が3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	104	54.8	10,653	11,545	12,501
准教授	119	47.8	8,283	8,820	9,331
助教	201	41.0	6,183	6,643	7,129

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員	係長、主任	課長補佐、係長	課長、課長補佐
人員 (割合)	281 ()	25 (8.9%)	44 (15.7%)	165 (58.7%)	21 (7.5%)	15 (5.3%)
年齢(最高～最低)		32～24	36～28	59～35	59～45	58～39
所定内給与年額(最高～最低)		3,015～ 2,165	3,880～ 2,620	5,344～ 3,452	6,282～ 4,663	6,720～ 5,033
年間給与額(最高～最低)		4,034～ 2,963	5,327～ 3,623	7,241～ 4,855	8,559～ 6,451	9,019～ 7,131

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長、部長	局長	局長
人員 (割合)		8 (2.8%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		59～46	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		7,314～ 6,088	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		9,915～ 8,376	～	～	～	～

注:7級及び8級については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教、助手	准教授	准教授	教授
人員 (割合)	424 ()	0 (0%)	201 (47.4%)	0 (0%)	119 (28.1%)	104 (24.5%)
年齢(最高～最低)		～	61～28	～	63～35	64～42
所定内給与年額(最高～最低)		～	6,306～ 3,725	～	7,900～ 4,768	9,811～ 6,573
年間給与額(最高～最低)		～	8,582～ 5,109	～	10,992～ 6,641	13,817～ 9,240

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 65.1	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 34.9	% 35.3
	最高～最低	% 43.9～32.0	% 43.0～30.2	% 42.8～31.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.2	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 32.8	% 33.5
	最高～最低	% 40.2～31.2	% 39.6～29.2	% 37.9～30.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 66.3	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 33.7	% 34.4
	最高～最低	% 45.8～32.2	% 43.2～25.6	% 44.3～29.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.7	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.3	% 33.3
	最高～最低	% 40.2～31.6	% 37.9～29.6	% 38.7～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

90.3
103.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.3	
	参考	地域勘案 94.3 学歴勘案 88.7 地域・学歴勘案 93.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.7% (国からの財政支出額 33,445,278千円、支出予算の総額 33,549,548千円:平成19年度予算 ※受託事業等の収入支出を除く)	
	【検証結果】 本機構の給与水準については、原則的に国家公務員の給与水準に準拠して決定しているため、特段問題はない。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
	【検証結果】 —	
講ずる措置	引き続き、給与水準の適切性の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標 97.1

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,544,118	千円 6,767,076	千円 (%) △ 222,958 (△3.3)	千円 (%) △ 254,219 (△3.7)
退職手当支給額 (B)	千円 490,030	千円 404,107	千円 (%) 85,923 (21.3)	千円 (%) 236,245 (93.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,471,710	千円 2,402,436	千円 (%) 69,274 (2.9)	千円 (%) 519,721 (26.6)
福利厚生費 (D)	千円 1,011,075	千円 1,035,293	千円 (%) △ 24,218 (△2.3)	千円 (%) 56,497 (5.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,516,933	千円 10,608,912	千円 (%) △ 91,979 (△0.9)	千円 (%) 558,244 (5.6)

注1: 「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2: 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

(1)「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

①「給与、報酬等支給総額」

前年度比 △222,958千円減(△3.3%減)

増減要因

- ・退職した職員の一部について後任を補充しなかったため
- ・常勤役員1名を非常勤役員に振り替えたが、報酬体系及び業務従事日数が異なることから、役員報酬支給額が減ったため

②「最広義人件費」

前年度比 △91,979千円減(△0.9%減)

増減要因

- ・上記①の要因による「給与、報酬等支給総額」の減
- ・定年退職者等が多かったことによる「退職手当支給額」の増
- ・共同利用・共同研究の進展に伴う非常勤職員の採用増による「非常勤役職員等給与」の増
- ・常勤職員の退職減に伴う社会保険料、雇用保険料の減による「福利厚生費」の減

(2)「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

① 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

- ② 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- ③ 上記①及び②の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	7,211,308	6,767,076	6,544,118
人件費削減率 (%)		△6.2%	△9.3%
人件費削減率(補正值) (%)		△6.2%	△10.0%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし